

ID: 1968

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	指定地域共同活動団体の指定の取消し		
法令名称 根拠条項	地方自治法 第260条の49第12項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第260条の49 2 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。)又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。 (1) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの(以下この条において「特定地域共同活動」という。)を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。 (2) 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。 (3) 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。 12 市町村長は、指定地域共同活動団体が第2項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第2項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日